

奈良県公共事業評価監視委員会運営要領の一部改正について（案）

1. 改正理由

平成30年度より、次年度新規着手する事業についても審議対象とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

2. 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（運営方法）</p> <p>第3条 委員会は、<u>事業評価</u>を行う事業単位毎に出来る限り集約して開催する。</p> <p>3 <u>事務局</u>は<u>県土マネジメント部企画管理室</u>とし、<u>技術管理課</u>がその<u>事務を補佐</u>する。</p> <p style="text-align: center;">（審議方法）</p> <p>第4条 事務局は、事業担当部局や事業関係者と調整を図りつつ、<u>事業評価</u>対象の事業一覧表の作成や詳細な審議を行う審議対象事業（案）及び対応方針（案）を作成し、委員会に提出し、委員会はこれを審議する。ただし、委員会は、詳細な審議を行う個々の事業のなかで、地域の現状の変化が著しい場合等は、それらを調査検討する一定の期間、詳細な審議を保留することができる。</p>	<p style="text-align: center;">（運営方法）</p> <p>第3条 委員会は、<u>再評価</u>を行う事業単位毎に出来る限り集約して開催する。</p> <p>3 <u>司会</u>は、<u>事務局窓口</u>（<u>県土マネジメント部技術管理課</u>）とする。</p> <p style="text-align: center;">（審議方法）</p> <p>第4条 事務局は、事業担当部局や事業関係者と調整を図りつつ、<u>再評価</u>対象の事業一覧表の作成や詳細な審議を行う審議対象事業（案）及び対応方針（案）を作成し、委員会に提出し、委員会はこれを審議する。ただし、委員会は、詳細な審議を行う個々の事業のなかで、地域の現状の変化が著しい場合等は、それらを調査検討する一定の期間、詳細な審議を保留することができる。</p>

この要領は、平成 年 月 日から施行する

奈良県公共事業評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）規則第八条に規定する委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 委員会の審議対象事項の抽出に関する事。
- (2) 審議対象事業の評価及びその対応方針に関する事。
- (3) その他公共事業の評価に関し、調査審議が必要と認められる事項に関する事。

2 審議対象事業とは、事業評価を実施する事業の中から、より詳細な審議を行うために委員により選定された事業のことをいう。

(運営方法)

第3条 委員会は、事業評価を行う事業単位毎に出来る限り集約して開催する。

- 2 委員の代理出席は、認めない。ただし、委員が欠席のとき、本人による意見書の提出は、認める。
- 3 事務局は県土マネジメント部企画管理室とし、技術管理課がその事務を補佐する。
- 4 事業内容の説明及び資料作成は、事業担当課（市町村事業の場合は、市町村又は事業担当課）が行う。
- 5 審議進行は、委員長又は委員長が指名した委員が行う。

(審議方法)

第4条 事務局は、事業担当部局や事業関係者と調整を図りつつ、事業評価対象の事業一覧表の作成や詳細な審議を行う審議対象事業（案）及び対応方針（案）を作成し、委員会に提出し、委員会はこれを審議する。ただし、委員会は、詳細な審議を行う個々の事業のなかで、地域の現状の変化が著しい場合等は、それらを調査検討する一定の期間、詳細な審議を保留することができる。

- 2 委員会は、事業単位毎に、必要に応じて臨時委員を加えた委員で詳細な審議を行う。その際、スライド・ビデオでの説明、現地踏査等により、地域の実情の把握を可能な限り行う。
- 3 委員会が事業の特性や技術的判断等に関して、臨時委員の意見を求めようとするときは、事務局より示される臨時委員リストの中から臨時委員の出席を要請することとし、やむを得ない場合、その他の外部専門家を臨時委員とできる。ただし、臨時委員は、委員会の意思決定には加わらない。
- 4 委員長が、審議対象事業単位毎に委員会としての意見を取りまとめる。また、審議未了の場合は、再度審議するものとし、それでも結論の出ない場合は、両論併記で知事に答申することも可とする。

(資料公表方法)

第 5 条 委員会資料は、委員会終了後、速やかに公開（ホームページへの掲載）する。ただし、委員会資料のうち、内容が奈良県情報公開条例第 7 条各号のいずれかに該当する情報は、非公開とする。

2 議事録は、要約記録とし、発言者名を発言内容と対応させて記載し、各委員に内容を確認の上公開（ホームページへの掲載）する。

(市町村事業等)

第 6 条 県内の市町村等が実施する事業の事業評価について、県に依頼があり、委員会において了解が得られた場合は、審議を行い、市町村等に対して意見の具申を行うことができるものとする。

付 則

この要領は、平成 10 年 10 月 7 日より施行する。

付 則

この要領は、平成 21 年 11 月 19 日より施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 2 月 5 日より施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要領は、平成 年 月 日より施行する。